

## 平成30年度社会福祉法人指導監査の結果について

### 1 指導監査の概要

延岡市長の所轄する社会福祉法人34法人のうち11法人を対象に実地監査を行いました。

#### (1) 実地監査の実施時期

平成30年8月から平成30年12月まで

#### (2) 対象法人

- ・社会福祉法人 川水流福祉会
- ・社会福祉法人 みのり会
- ・社会福祉法人 真隆会
- ・社会福祉法人 双葉会
- ・社会福祉法人 松尾会
- ・社会福祉法人 千草福祉会
- ・社会福祉法人 角田福祉会
- ・社会福祉法人 やまと福祉会
- ・社会福祉法人 たちばな会
- ・社会福祉法人 方財福祉会
- ・社会福祉法人 高和会

#### (3) 重点指導事項

- ・組織経営のガバナンスの強化
- ・事業運営の透明性の向上
- ・社会福祉充実計画に定める事業の適正な実施

### 2 指導監査における文書指摘事項及び口頭指摘事項

法令又は通知等に違反する指摘事項は次のとおりです。このうち、文書指摘事項について、改善状況等の報告を求めた結果、全ての社会福祉法人から改善された事実又は今後の改善方針についての報告がなされています。

法令又は通知等に違反する指摘事項	指摘した法人数
① 評議員会の招集手続が適切でない。	1
② 評議員会及び理事会の決議に際して、特別の利害関係を有する者の有無が確認されていない。	5
③ 評議員会議事録又は理事会議事録の記載内容に不備がある。	4
④ 理事会の招集通知が期限までに発出されていない。	1
⑤ 役員の報酬等の額が定款に定められておらず、評議員会の決議も受けていない。	1
⑥ 事業の存続に必要な期間の地上権等の設定登記・長期賃貸借契約がされていない。	1
⑦ 設けるべきサービス区分が設けられていない。	1
⑧ 登記が法定期限内に行われていない。	1